

## 拡張用ディスプレイの調達

### 入札申請関係書類

- ① 入札公告（写し）
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 提出書類の注意事項
- ⑤ 契約書（ひな型）
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 仕様確認申込書・入札内訳書
- ⑧ 仕様等に関する質問書
- ⑨ 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書
- ⑩ 様式8（第5の16関係）誓約書

< 担 当 >

兵庫県出納局物品管理課 物品班 永嶺

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）341-7711 内線75783

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年1月27日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品及び数量

拡張用ディスプレイの調達 2,050台

#### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 納入期限

令和8年3月31日（火）

#### (4) 納入場所

兵庫県庁他（詳細は仕様書のとおり）

#### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

なお、本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 永嶺

電話（078）341-7711 内線75783 FAX（078）362-3928

(2) 参加申込の期間及び申込方法

令和8年1月27日（火）から2月2日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和8年2月2日（月）は午後4時までとする。）に、電子入札共同運営システムにより行うこと。

(3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年1月27日（火）から2月2日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 開札の日時及び場所

令和8年2月9日（月）午後2時 出納局物品管理課

(5) 入札書の提出期間

電子入札により、令和8年2月5日（木）午後5時から同月9日（月）午後2時まで（県の休日及び午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に行うこと。

#### 4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年1月27日（火）から2月2日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

電子入札共同運営システムによる場合は、令和8年1月27日（火）から2月2日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時（令和8年2月2日（月）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様確認申込書

仕様書に適合することがわかるカタログ等

エ 提出方法 電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果 令和8年2月5日（木）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

# 入札説明書

拡張用ディスプレイの調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達物品及び数量

拡張用ディスプレイの調達 2,050 台

### (2) 調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

### (3) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

### (4) 納入期限

令和8年3月31日（火）

### (5) 納入場所

兵庫県庁他（詳細は仕様書のとおり）

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

### (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和8年2月2日（月）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて4(1)イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

### (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

### (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

### (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

## 3 入札参加の申込み

### (1) 参加申込

電子入札共同運営システムにより行うこと。

### (2) 参加申込の期間

令和8年1月27日（火）から2月2日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後8時まで（令和8年2月2日（月）は午後4時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

- ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。
- イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年2月5日（木）午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

令和8年1月27日（火）から2月2日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和8年1月27日（火）から2月2日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時（令和8年2月2日（月）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1）

電話番号(078)341-7711 担当 永嶺（内線75783） FAX(078)362-3928

ウ 提出書類

（ア）仕様確認

仕様確認申込書

仕様書に適合することがわかるカタログ等

（イ）質問

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年2月5日（木）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品にかかる金額で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和8年1月27日（火）から2月2日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## 7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 出納局物品管理課
- (2) 日時 令和8年2月9日（月）午後2時

## 8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和8年2月5日（木）午後5時から同月9日（月）午後2時まで（県の休日及び午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に入札を行うこと。

## 9 入札書の作成方法

- (1) 電子入札共同運営システムにより入札する。
- (2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金の納付を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、令和8年2月6日（金）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年2月6日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和8年2月20日（金）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

## 11 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に

違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (注) 予定価格には次の費用を含む。
    - ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
    - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
    - ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。
- (3) 予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度、別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

## 13 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年2月20日（金）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

## 14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

## 15 契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

18 調達事務担当部局

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県出納局物品管理課 担当 永嶺（電話番号：(078)341-7711 内線75783）

# 拡張用ディスプレイ調達仕様書

令和8年1月

兵庫県企画部デジタル改革課

## 1 調達の概要

### (1) 調達名称

拡張用ディスプレイ調達

### (2) 納入期限

令和8年3月31日

### (3) 品目及び数量

ディスプレイ 2,050台

### (4) 調達範囲

本調達における作業内容は以下のとおり。

ア 兵庫県（以下「県」という。）に、職員パソコンの拡張用ディスプレイ（以下「調達機器」という。）を納入する。

イ 調達機器に県の指定するラベルを貼付し、納入先に配達する。

### (5) 納入場所

別紙「納入先一覧」のとおり

ただし、実際の配達先及び台数については協議のうえ決定するので、留意すること。

## 2 調達機器の仕様

調達機器の機器仕様を以下に示す。

・全台数同一機種（製品）で揃えること。

(1) ディスプレイは、23インチ以上のTFT液晶（IPS方式又はVA方式）相当以上とし、画面解像度がFHD（1920×1080ドット）以上であること。

(2) スピーカーを有すること。

(3) 液晶はノングレア画面であること。

(4) HDMI入力1ポート以上を有すること

(5) PC接続用のHDMI（タイプA）ケーブルを含むこと。

(6) 5年間のメーカー保証を付すこと（パネル、バックライトを含む。ただし、使用時間は30,000時間以内に限る。）。

(7) VESA規格に対応していること。

(8) チルト角は上20°、下5°以上であること

(9) 国際エネルギー省エネルギープログラム、PCグリーンラベル、グリーン購入法の基準に適合又はこれに相当する規格であること。

## 3 納入等に関する作業

### (1) 納入に関する留意点

ア 別紙「納入先一覧」に記載の各拠点に配達すること。

イ 納入スケジュールについては、事前に県と協議し、許可を得ること。

ウ 調達機器を一意に判別できるように、製品名及び県の指定するコンピュータ名

等を記載したラベルを作成し、剥がれにくく明示できる場所に貼付すること。

なお、ラベルの記載内容については、事前に県に協議のうえ、決定すること。

- エ 調達機器のシリアル番号、コンピュータ名、設置所属等を紐づけした表を作成し、県の指示する形式で納入すること。
- オ 調達機器の一時保管場所及び作業場所は、受注者にて用意すること。
- カ 調達機器の導入手順については、県の指示に従うこと。

## (2) 費用負担

- ア 調達機器を納入場所に配送する費用を負担すること。
- イ その他、調達機器の納入に際し発生する費用を負担すること。
- ウ 納入から業務完了日までの間、職員からの調達機器初期接続時の技術的な問合せに対しては、県庁 WAN ヘルプデスク（職員からのパソコン操作等に関する問合せ窓口を委託している事業者）と連携し、職員からの問合せに対応する体制を構築すること。体制構築に必要な費用があれば、受注者が負担すること。

## 4 提出物

- (1) 納入完了報告書 1式
- (2) 操作マニュアル、故障時対応の説明書の電子媒体 1式
- (3) 調達機器のシリアル番号、コンピュータ名、配送先所属等の紐づけ表 1式

## 5 留意事項

### (1) 機密保持

本調達遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (2) 法令等の遵守

調達機器の導入に関して、個人情報の保護に関する法律、兵庫県情報セキュリティ対策指針及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、兵庫県情報セキュリティ対策指針及び個人情報取扱特記事項については、契約書に添付する。

### (3) 知的財産の取扱い

ア 本調達で得られた成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条の権利を含む）を無償で県に譲渡すること。

イ 本業務で得られた成果物の著作権（著作権法第27条、第28条の権利を含む。）を無償で県に譲渡すること。

## 6 その他

- (1) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は県の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、県及び受注者の協議により定めるものとする。

別紙. 納入先一覧

| No. | 拠点名                           | 所在地                            | 台数<br>(台) |
|-----|-------------------------------|--------------------------------|-----------|
| 1   | 本庁                            | 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1            | 7         |
| 2   | 兵庫陶芸美術館                       | 兵庫県丹波篠山市今田町上立杭4                | 5         |
| 3   | 消費生活総合センター                    | 兵庫県神戸市中央区港島中町4-2               | 7         |
| 4   | 男女共同参画センター                    | 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3             | 4         |
| 5   | 広域防災センター                      | 兵庫県三木市志染町三津田1708               | 1         |
| 6   | 中央こども家庭センター                   | 兵庫県明石市北王子町13-5                 | 19        |
| 7   | 西宮こども家庭センター                   | 兵庫県西宮市青木町3-23                  | 9         |
| 8   | 川西こども家庭センター                   | 兵庫県川西市火打1-12-16 キセラ<br>川西プラザ3階 | 17        |
| 9   | 加東こども家庭センター                   | 兵庫県加東市下滝野1269-2                | 6         |
| 10  | 姫路こども家庭センター                   | 兵庫県姫路市新在家本町1丁目1番58号            | 9         |
| 11  | 豊岡こども家庭センター                   | 兵庫県豊岡市幸町1-8                    | 1         |
| 12  | 県立明石学園                        | 兵庫県明石市魚住町清水2744                | 2         |
| 13  | 県立健康科学研究所                     | 兵庫県加古川市神野町神野1819-14            | 1         |
| 14  | 県立工業技術センター                    | 兵庫県神戸市須磨区行平町3-1-12             | 5         |
| 15  | 県立工業技術センター：皮革<br>工業技術支援センター   | 兵庫県姫路市野里字東河原3                  | 1         |
| 16  | 県立但馬技術大学校                     | 兵庫県豊岡市九日市下町140番地               | 2         |
| 17  | 県立障害者高等技術専門学院                 | 兵庫県神戸市西区曙町1070                 | 5         |
| 18  | 兵庫障害者職業能力開発校                  | 兵庫県伊丹市東有岡4-8                   | 7         |
| 19  | 県立農林水産技術総合センタ<br>ー            | 兵庫県加西市別府町南ノ岡甲1533              | 6         |
| 20  | 県立農林水産技術総合センタ<br>ー：淡路農業技術センター | 兵庫県南あわじ市八木養宜中560-1             | 6         |
| 21  | 県立農林水産技術総合センタ<br>ー：森林林業技術センター | 兵庫県宍粟市山崎町五十波430                | 2         |
| 22  | 県立農林水産技術総合センタ<br>ー：緑化センター     | 兵庫県朝来市山東町野間903-1               | 1         |
| 23  | 姫路家畜保健衛生所                     | 兵庫県姫路市田寺東2-10-16               | 2         |
| 24  | 淡路家畜保健衛生所                     | 兵庫県南あわじ市広田広田1227               | 1         |
| 25  | 県立森林大学校                       | 兵庫県宍粟市一宮町安積1352-4              | 3         |
| 26  | 尼崎総合庁舎                        | 兵庫県尼崎市東難波町5-21-8               | 11        |
| 27  | 西宮庁舎                          | 兵庫県西宮市櫨塚町2-28                  | 22        |
| 28  | 芦屋健康福祉事務所                     | 兵庫県芦屋市公光町1-23                  | 4         |
| 29  | 尼崎港管理事務所                      | 兵庫県尼崎市道意町7-21                  | 2         |

| No. | 拠点名                        | 所在地                   | 台数<br>(台) |
|-----|----------------------------|-----------------------|-----------|
| 30  | 宝塚総合庁舎                     | 兵庫県宝塚市旭町2-4-15        | 39        |
| 31  | 宝塚健康福祉事務所                  | 兵庫県宝塚市東洋町2番5号         | 1         |
| 32  | 伊丹健康福祉事務所                  | 兵庫県伊丹市千僧1-51          | 5         |
| 33  | 加古川総合庁舎                    | 兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木97-1 | 73        |
| 34  | 社総合庁舎                      | 兵庫県加東市社1075-2         | 21        |
| 35  | 三木庁舎                       | 兵庫県三木市宿原字寺ノ前70        | 2         |
| 36  | 姫路総合庁舎                     | 兵庫県姫路市北条1-98          | 20        |
| 37  | 西播磨総合庁舎                    | 兵庫県赤穂郡上郡町光都2-25       | 43        |
| 38  | 龍野庁舎                       | 兵庫県たつの市龍野町富永1311-3    | 26        |
| 39  | 赤穂庁舎                       | 兵庫県赤穂市加里屋98-2         | 2         |
| 40  | 豊岡総合庁舎                     | 兵庫県豊岡市幸町7-11          | 16        |
| 41  | 但馬水産事務所                    | 兵庫県美方郡香美町香住区香住1852-4  | 3         |
| 42  | 柏原総合庁舎                     | 兵庫県丹波市柏原町柏原688        | 21        |
| 43  | 篠山庁舎                       | 兵庫県丹波篠山市郡家451-2       | 2         |
| 44  | 洲本総合庁舎                     | 兵庫県洲本市塩屋2-4-5         | 9         |
| 45  | 北淡路農業改良普及センター              | 兵庫県淡路市志筑1421-1        | 1         |
| 46  | 播磨東教育事務所                   | 兵庫県加古川市加古川町寺家町97-1    | 1         |
| 47  | 播磨西教育事務所                   | 兵庫県姫路市北条1-98          | 9         |
| 48  | 県立考古博物館                    | 兵庫県加古郡播磨町大中449        | 5         |
| 49  | 県立尼崎総合医療センター               | 兵庫県尼崎市東難波町2-17-77     | 76        |
| 50  | 県立西宮病院                     | 兵庫県西宮市六湛寺町13-9        | 60        |
| 51  | 県立加古川医療センター                | 兵庫県加古川市神野町神野203       | 35        |
| 52  | 県立はりま姫路総合医療センター            | 兵庫県姫路市神屋町3-264        | 138       |
| 53  | 県立丹波医療センター                 | 兵庫県丹波市氷上町石生2002-7     | 55        |
| 54  | 県立淡路医療センター                 | 兵庫県洲本市塩屋1-1-137       | 60        |
| 55  | 県立ひょうごこころの医療センター           | 兵庫県神戸市北区山田町上谷上登り尾3    | 44        |
| 56  | 県立こども病院                    | 兵庫県神戸市須磨区高倉台1-1-1     | 46        |
| 57  | 県立がんセンター                   | 兵庫県明石市北王子町13-70       | 29        |
| 58  | 県立粒子線医療センター                | 兵庫県たつの市新宮町光都1-2-1     | 11        |
| 59  | 県立粒子線医療センター附属<br>神戸陽子線センター | 兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目6番8号  | 3         |
| 60  | 御影高等学校                     | 兵庫県神戸市東灘区御影石町4-1-1    | 6         |

| No. | 拠点名       | 所在地                      | 台数<br>(台) |
|-----|-----------|--------------------------|-----------|
| 61  | 東灘高等学校    | 兵庫県神戸市東灘区深江浜町50-1        | 7         |
| 62  | 神戸高等学校    | 兵庫県神戸市灘区城の下通1-5-1        | 7         |
| 63  | 夢野台高等学校   | 兵庫県神戸市長田区房王寺町2-1-1       | 6         |
| 64  | 兵庫高等学校    | 兵庫県神戸市長田区寺池町1-4-1        | 7         |
| 65  | 神戸鈴蘭台高等学校 | 兵庫県神戸市北区山田町下谷上字中一里山9-107 | 7         |
| 66  | 神戸北高等学校   | 兵庫県神戸市北区唐櫃台2-41-1        | 5         |
| 67  | 湊川高等学校    | 兵庫県神戸市長田区寺池町1-4-1        | 4         |
| 68  | 長田高等学校    | 兵庫県神戸市長田区池田谷町2-5         | 6         |
| 69  | 須磨友が丘高等学校 | 兵庫県神戸市須磨区友が丘1-1-5        | 6         |
| 70  | 須磨東高等学校   | 兵庫県神戸市須磨区東落合1-1-1        | 6         |
| 71  | 星陵高等学校    | 兵庫県神戸市垂水区星陵台4-3-2        | 6         |
| 72  | 舞子高等学校    | 兵庫県神戸市垂水区学が丘3-2          | 7         |
| 73  | 北須磨高等学校   | 兵庫県神戸市須磨区友が丘9-23         | 6         |
| 74  | 伊川谷高等学校   | 兵庫県神戸市西区伊川谷町長坂910-5      | 5         |
| 75  | 神戸高塚高等学校  | 兵庫県神戸市西区美賀多台9-1          | 5         |
| 76  | 兵庫工業高等学校  | 兵庫県神戸市兵庫区和田宮通2-1-63      | 8         |
| 77  | 神戸工業高等学校  | 兵庫県神戸市兵庫区和田宮通2-1-63      | 5         |
| 78  | 長田商業高等学校  | 兵庫県神戸市長田区池田谷町2-5         | 4         |
| 79  | 青雲高等学校    | 兵庫県神戸市長田区池田谷町2-5         | 7         |
| 80  | 神戸商業高等学校  | 兵庫県神戸市垂水区星陵台4-3-1        | 7         |
| 81  | 尼崎高等学校    | 兵庫県尼崎市北大物町18-1           | 6         |
| 82  | 尼崎北高等学校   | 兵庫県尼崎市塚口町5-40-1          | 6         |
| 83  | 尼崎西高等学校   | 兵庫県尼崎市大島2-34-1           | 6         |
| 84  | 尼崎小田高等学校  | 兵庫県尼崎市長洲中通2丁目17-46       | 7         |
| 85  | 尼崎稻園高等学校  | 兵庫県尼崎市猪名寺3-1-1           | 6         |
| 86  | 尼崎工業高等学校  | 兵庫県尼崎市東難波町2-17-64        | 6         |
| 87  | 神崎工業高等学校  | 兵庫県尼崎市長洲中通1-13-1         | 4         |
| 88  | 武庫荘総合高等学校 | 兵庫県尼崎市武庫之荘8-31-1         | 8         |
| 89  | 西宮高等学校    | 兵庫県西宮市上甲東園2-4-32         | 7         |
| 90  | 西宮香風高等学校  | 兵庫県西宮市建石町7-43            | 10        |
| 91  | 鳴尾高等学校    | 兵庫県西宮市学文殿町2-1-60         | 6         |
| 92  | 西宮今津高等学校  | 兵庫県西宮市浜甲子園4-1-5          | 6         |
| 93  | 西宮南高等学校   | 兵庫県西宮市高須町2-1-43          | 6         |
| 94  | 西宮甲山高等学校  | 兵庫県西宮市鷺林寺字剣谷10           | 5         |

| No. | 拠点名       | 所在地                    | 台数<br>(台) |
|-----|-----------|------------------------|-----------|
| 95  | 芦屋高等学校    | 兵庫県芦屋市宮川町6-3           | 6         |
| 96  | 国際高等学校    | 兵庫県芦屋市新浜町1-2           | 6         |
| 97  | 伊丹高等学校    | 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-3 1-1       | 6         |
| 98  | 猪名川高等学校   | 兵庫県川辺郡猪名川町紫合字新林4-4     | 5         |
| 99  | 伊丹北高等学校   | 兵庫県伊丹市鴻池7-2-1          | 6         |
| 100 | 伊丹西高等学校   | 兵庫県伊丹市奥畠3-5            | 6         |
| 101 | 宝塚高等学校    | 兵庫県宝塚市逆瀬台2-2-1         | 6         |
| 102 | 宝塚東高等学校   | 兵庫県宝塚市中山五月台1-1 2-1     | 6         |
| 103 | 川西緑台高等学校  | 兵庫県川西市向陽台1-8           | 6         |
| 104 | 川西明峰高等学校  | 兵庫県川西市萩原台西2-3 2 4      | 7         |
| 105 | 川西北陵高等学校  | 兵庫県川西市緑が丘2-1 4-1       | 6         |
| 106 | 宝塚西高等学校   | 兵庫県宝塚市ゆずり葉台1-1-1       | 6         |
| 107 | 宝塚北高等学校   | 兵庫県宝塚市すみれガ丘4-1-1       | 7         |
| 108 | 阪神昆陽高等学校  | 兵庫県伊丹市池尻7-1 0 8        | 10        |
| 109 | 有馬高等学校    | 兵庫県三田市天神2-1-5 0        | 8         |
| 110 | 北摂三田高等学校  | 兵庫県三田市狭間が丘1-1-1        | 6         |
| 111 | 三田西陵高等学校  | 兵庫県三田市ゆりのき台3-4         | 5         |
| 112 | 三田祥雲館高等学校 | 兵庫県三田市学園1-1            | 6         |
| 113 | 柏原高等学校    | 兵庫県丹波市柏原町東奥5 0         | 5         |
| 114 | 氷上西高等学校   | 兵庫県丹波市青垣町佐治3 7 8-3     | 4         |
| 115 | 氷上高等学校    | 兵庫県丹波市春日町黒井7 7         | 6         |
| 116 | 篠山鳳鳴高等学校  | 兵庫県丹波篠山市大熊3 6 9        | 5         |
| 117 | 篠山産業高等学校  | 兵庫県丹波篠山市郡家4 0 3-1      | 6         |
| 118 | 篠山東雲高等学校  | 兵庫県丹波篠山市福住1 2 6 0      | 4         |
| 119 | 明石高等学校    | 兵庫県明石市荷山町1 7 4 4       | 7         |
| 120 | 明石南高等学校   | 兵庫県明石市明南町3-2-1         | 6         |
| 121 | 明石北高等学校   | 兵庫県明石市大久保町松陰3 6 4-1    | 6         |
| 122 | 明石西高等学校   | 兵庫県明石市二見町西二見1 6 4 2-1  | 6         |
| 123 | 明石清水高等学校  | 兵庫県明石市魚住町清水6 3 0-1     | 6         |
| 124 | 錦城高等学校    | 兵庫県明石市明南町3-2-1         | 4         |
| 125 | 明石城西高等学校  | 兵庫県明石市大久保町谷八木1 1 9 0-7 | 7         |
| 126 | 加古川北高等学校  | 兵庫県加古川市野口町水足8 6 7-1    | 5         |
| 127 | 加古川東高等学校  | 兵庫県加古川市加古川町栗津2 3 2-2   | 8         |
| 128 | 加古川西高等学校  | 兵庫県加古川市加古川町本町1 1 8     | 7         |
| 129 | 加古川南高等学校  | 兵庫県加古川市加古川町友沢6 5-1     | 6         |

| No. | 拠点名      | 所在地                  | 台数<br>(台) |
|-----|----------|----------------------|-----------|
| 130 | 農業高等学校   | 兵庫県加古川市平岡町新在家 902-4  | 10        |
| 131 | 東播工業高等学校 | 兵庫県加古川市東神吉町神吉 1748-1 | 7         |
| 132 | 西脇高等学校   | 兵庫県西脇市野村町 1794-60    | 6         |
| 133 | 西脇北高等学校  | 兵庫県西脇市郷瀬町 669-32     | 7         |
| 134 | 西脇工業高等学校 | 兵庫県西脇市野村町 1790       | 6         |
| 135 | 多可高等学校   | 兵庫県多可郡多可町中区東山 553    | 5         |
| 136 | 三木高等学校   | 兵庫県三木市加佐 931         | 6         |
| 137 | 三木北高等学校  | 兵庫県三木市志染町青山 6-25     | 5         |
| 138 | 高砂高等学校   | 兵庫県高砂市高砂町朝日町 2-5-1   | 5         |
| 139 | 高砂南高等学校  | 兵庫県高砂市西畠 2-1-12      | 6         |
| 140 | 松陽高等学校   | 兵庫県高砂市曾根町 2794-1     | 7         |
| 141 | 東播磨高等学校  | 兵庫県加古郡稻美町中一色 594-2   | 6         |
| 142 | 播磨南高等学校  | 兵庫県加古郡播磨町古宮 4-3-1    | 5         |
| 143 | 小野高等学校   | 兵庫県小野市西本町 518        | 6         |
| 144 | 小野工業高等学校 | 兵庫県小野市片山町 1034-1     | 8         |
| 145 | 吉川高等学校   | 兵庫県三木市吉川町渡瀬 300-12   | 5         |
| 146 | 社高等学校    | 兵庫県加東市木梨 1356-1      | 6         |
| 147 | 北条高等学校   | 兵庫県加西市段下町 847-5      | 5         |
| 148 | 播磨農業高等学校 | 兵庫県加西市北条町東高室 1236-1  | 6         |
| 149 | 姫路東高等学校  | 兵庫県姫路市本町 68-70       | 6         |
| 150 | 姫路別所高等学校 | 兵庫県姫路市別所町北宿 303-1    | 5         |
| 151 | 姫路北高等学校  | 兵庫県姫路市本町 68-70       | 5         |
| 152 | 姫路西高等学校  | 兵庫県姫路市北八代 2-1-33     | 7         |
| 153 | 網干高等学校   | 兵庫県姫路市網干区新在家 259-1   | 8         |
| 154 | 姫路飾西高等学校 | 兵庫県姫路市飾西 148-2       | 5         |
| 155 | 飾磨工業高等学校 | 兵庫県姫路市飾磨区細江 319      | 12        |
| 156 | 姫路工業高等学校 | 兵庫県姫路市伊伝居 600-1      | 8         |
| 157 | 姫路商業高等学校 | 兵庫県姫路市井ノ口 468        | 6         |
| 158 | 相生高等学校   | 兵庫県相生市山手 1-722-10    | 5         |
| 159 | 相生産業高等学校 | 兵庫県相生市千尋町 10-50      | 8         |
| 160 | 龍野高等学校   | 兵庫県たつの市龍野町日山 554     | 6         |
| 161 | 龍野北高等学校  | 兵庫県たつの市新宮町芝田 125-2   | 10        |
| 162 | 太子高等学校   | 兵庫県揖保郡太子町糸井 19       | 5         |
| 163 | 赤穂高等学校   | 兵庫県赤穂市海浜町 139        | 7         |
| 164 | 神崎高等学校   | 兵庫県神崎郡神河町福本 488-1    | 5         |

| No. | 拠点名        | 所在地                           | 台数<br>(台) |
|-----|------------|-------------------------------|-----------|
| 165 | 香寺高等学校     | 兵庫県姫路市香寺町土師 5 4 7             | 6         |
| 166 | 夢前高等学校     | 兵庫県姫路市夢前町前之庄 6 4 3 - 1        | 4         |
| 167 | 家島高等学校     | 兵庫県姫路市家島町宮 1 7 5 9 - 1        | 4         |
| 168 | 上郡高等学校     | 兵庫県赤穂郡上郡町大持 2 0 7 - 1         | 7         |
| 169 | 佐用高等学校     | 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 6 0             | 6         |
| 170 | 山崎高等学校     | 兵庫県宍粟市山崎町加生 3 4 0             | 6         |
| 171 | 千種高等学校     | 兵庫県宍粟市千種町千草 7 2 7 - 2         | 4         |
| 172 | 伊和高等学校     | 兵庫県宍粟市一宮町安積 6 1 6 - 2         | 4         |
| 173 | 豊岡高等学校     | 兵庫県豊岡市京町 1 2 - 9 1            | 7         |
| 174 | 豊岡総合高等学校   | 兵庫県豊岡市加広町 6 - 6 8             | 6         |
| 175 | 香住高等学校     | 兵庫県美方郡香美町香住区矢田 4 0 - 1        | 6         |
| 176 | 日高高等学校     | 兵庫県豊岡市日高町岩中 1                 | 6         |
| 177 | 出石高等学校     | 兵庫県豊岡市出石町下谷 3 5 - 1           | 5         |
| 178 | 浜坂高等学校     | 兵庫県美方郡新温泉町芦屋 8 5 3 - 2        | 5         |
| 179 | 村岡高等学校     | 兵庫県美方郡香美町村岡区村岡 2 9 3 1        | 5         |
| 180 | 八鹿高等学校     | 兵庫県養父市八鹿町九鹿 8 5               | 6         |
| 181 | 但馬農業高等学校   | 兵庫県養父市八鹿町高柳 3 0 0 - 1         | 6         |
| 182 | 和田山高等学校    | 兵庫県朝来市和田山町枚田岡 3 7 6 - 1       | 5         |
| 183 | 生野高等学校     | 兵庫県朝来市生野町真弓 4 3 2 - 1         | 5         |
| 184 | 洲本高等学校     | 兵庫県洲本市上物部 2 - 8 - 5           | 8         |
| 185 | 淡路三原高等学校   | 兵庫県南あわじ市市円行寺 3 4 5 - 1        | 5         |
| 186 | 洲本実業高等学校   | 兵庫県洲本市宇山 2 - 8 - 6 5          | 6         |
| 187 | 津名高等学校     | 兵庫県淡路市志筑 2 4 9 - 1            | 5         |
| 188 | 淡路高等学校     | 兵庫県淡路市富島 1 7 1 - 2            | 6         |
| 189 | 北神戸総合高等学校  | 兵庫県神戸市北区大脇台 9 - 1             | 8         |
| 190 | 神戸学園都市高等学校 | 兵庫県神戸市西区学園西町 6 - 1            | 8         |
| 191 | 西宮苦楽園高等学校  | 兵庫県西宮市苦楽園二番町 1 6 - 8 0        | 8         |
| 192 | 三木総合高等学校   | 兵庫県三木市別所町小林 6 2 5 - 2         | 8         |
| 193 | 姫路海稜高等学校   | 兵庫県姫路市大津区天満 1 9 1 - 5         | 8         |
| 194 | 播磨福崎高等学校   | 兵庫県神崎郡福崎町福田 2 3 4 - 1         | 7         |
| 195 | 視覚特別支援学校   | 兵庫県神戸市垂水区城が山 4 - 2 - 1        | 6         |
| 196 | 神戸聴覚特別支援学校 | 兵庫県神戸市垂水区福田 1 - 3 - 1         | 6         |
| 197 | のじぎく特別支援学校 | 兵庫県神戸市西区北山台 2 - 5 6 6 - 1 3 4 | 7         |
| 198 | 神戸特別支援学校   | 兵庫県神戸市北区大脇台 1 0 - 1           | 7         |

| No. | 拠点名            | 所在地                   | 台数<br>(台) |
|-----|----------------|-----------------------|-----------|
| 199 | 西神戸高等特別支援学校    | 兵庫県神戸市西区押部谷町高和1557-1  | 5         |
| 200 | こばと聴覚特別支援学校    | 兵庫県西宮市田近野町8-8         | 5         |
| 201 | 阪神特別支援学校       | 兵庫県西宮市田近野町11-7        | 10        |
| 202 | こやの里特別支援学校     | 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘2-3-2        | 9         |
| 203 | 芦屋特別支援学校       | 兵庫県芦屋市陽光町8-37         | 7         |
| 204 | 阪神昆陽特別支援学校     | 兵庫県伊丹市池尻7-108         | 5         |
| 205 | むこがわ特別支援学校     | 兵庫県西宮市田近野町10-45       | 6         |
| 206 | 川西カリヨンの丘特別支援学校 | 兵庫県川西市丸山台3-4-1        | 7         |
| 207 | 上野ヶ原特別支援学校     | 兵庫県三田市大原1546-6        | 8         |
| 208 | 氷上特別支援学校       | 兵庫県丹波市春日町棚原3098-1     | 5         |
| 209 | 高等特別支援学校       | 兵庫県三田市大原1546-6        | 5         |
| 210 | いなみ野特別支援学校     | 兵庫県加古郡稻美町国安1284-1     | 9         |
| 211 | 東はりま特別支援学校     | 兵庫県加古郡播磨町北古田1-17-17   | 7         |
| 212 | 北はりま特別支援学校     | 兵庫県多可郡多可町中区間子602-1    | 7         |
| 213 | 姫路聴覚特別支援学校     | 兵庫県姫路市本町68-46         | 6         |
| 214 | 播磨特別支援学校       | 兵庫県たつの市揖西町中垣内乙135-1   | 6         |
| 215 | 姫路特別支援学校       | 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476-1 | 8         |
| 216 | 赤穂特別支援学校       | 兵庫県赤穂市大津1305          | 5         |
| 217 | 西はりま特別支援学校     | 兵庫県たつの市新宮町光都1-3-1     | 7         |
| 218 | 姫路しらさぎ特別支援学校   | 兵庫県姫路市苦編688-58        | 8         |
| 219 | 豊岡聴覚特別支援学校     | 兵庫県豊岡市三坂町2-9          | 5         |
| 220 | 出石特別支援学校       | 兵庫県豊岡市出石町宮内2-8        | 8         |
| 221 | 和田山特別支援学校      | 兵庫県朝来市和田山町竹田1987-1    | 6         |
| 222 | あわじ特別支援学校      | 兵庫県洲本市上物部2-1-17       | 6         |
| 223 | 芦屋国際中等教育学校     | 兵庫県芦屋市新浜町1-2          | 7         |
| 計   |                |                       | 2,050     |

※拠点及び台数の内訳は、人事異動等により変更になる場合があるので、配送前に県に確認すること。

# 提出書類の注意事項

## 1 参加申請・質問・仕様確認申込書等の提出について（令和8年2月2日（月）午後4時締切）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに提出してください。

※ 参加申請時に下記の仕様確認申込書等のファイルを添付し、提出することができます。

仕様に関する質問がある場合には、「仕様等に関する質問書」により、期日までに物品管理課担当まで提出してください。可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。  
(FAX及び持参による提出を妨げるものではありません。)

事前に仕様確認が必要です。仕様確認申込書及び仕様がわかるもの（カタログ等）を期日までに物品管理課担当まで提出してください。電子入札共同運営システム、FAX及び持参のいずれかの方法により提出願います。事前確認のうえ、仕様を満たすものと認められた機種以外での入札は無効となりますのでご注意ください。

質問及び仕様確認の結果の回答は、令和8年2月5日（木）午後5時頃を予定しています。

## 2 入札保証金の納付について（令和8年2月6日（金）正午締切）

- ① 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。
- ② 2年以内の県との契約実績が物品管理課で確認できない場合は、別途送付する「納入実績報告書」に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等への納入実績を記入し提出してください。

## 3 入札書提出の際に必要となる入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書を添付してください。入札内訳書には、上記1により認められた機種の商品名・メーカー名・品番・数量・金額等を記載してください。

## 4 入札額について

入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含めない額としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

## 5 開札日時：令和8年2月9日（月）午後2時

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和8年2月5日（木）午後5時から令和8年2月9日（月）午後2時までの間に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。なお、同システムは毎日午前9時から午後8時までの間に利用できます。（土曜・日曜日、祝日を除く。）

## 6 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札共同運営システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、令和8年2月10日（火）午後2時を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

## 7 契約時について（落札業者のみ）

### （1）契約書

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

#### ア 書面の契約書の場合

物品管理課で準備する2通の契約書に記名・押印してください。

#### イ 電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

### （2）契約保証金

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付して下さい。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式8（第5の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合は、契約保証金を免除します。

○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】 兵庫県出納局物品管理課物品班 永嶺

TEL:078-341-7711(内線75783) FAX:078-362-3928

メールアドレス:Eiko.Nagamine@pref.hyogo.lg.jp

○ システムに関する質問先：【兵庫県物品調達ヘルプデスク】

TEL:0120-554-538 平日(月曜～金曜日)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

# 契 約 書 (案)

- 1 品 名 拡張用ディスプレイの調達
- 2 規格(形式) 仕様書のとおり
- 3 数 量 2,050 台
- 4 契約金額 ￥ , , , —  
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥ , , —)
- 5 納入期限 令和8年3月31日(火)
- 6 納入場所 仕様書のとおり
- 7 契約保証金
- 8 納入の方法 兵庫県の指示による

兵庫県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

## (総則)

- 第1条 乙は、甲の示す仕様書に基いて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。
- 2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。
- 3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

## (検査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

- 2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。
- 3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

## (手直し、補強又は取替え)

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。

## (給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

- 2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

## (危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責

に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。
- 5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約の履行に関して直接又は間接に知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、甲から提供された資料、原票等（以下「資料等」という。）については、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。また、この契約の履行中においては、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、使用後は速やかに甲に返還するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティ対策)

第9条 乙は、この契約の履行における情報セキュリティ対策のために、別記「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及びその実施手順を守らなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反し甲に損害を与えたときは、乙に対して損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、セキュリティ対策の実施状況確認のため、隨時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又はセキュリティ対策に関して乙に改善を求めることができる。

(権利、義務の譲渡禁止)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第11条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分 納)

第12条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求

することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第13条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めるものとする。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第14条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第14条の3 甲は、第14条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第15条 甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する

暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(情報の利用)

第16条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

(警察の捜査への協力)

第17条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第18条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第19条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第20条 乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。契約の終了後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第21条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第22条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額

が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

第23条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(協議)

第24条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。  
ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　兵　庫　県　　神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事　　齋　藤　元　彦

乙　住　　所

会　社　名

代表者名

(別 表)

| 品 名 | 型名 | メーカー | 数 量 |
|-----|----|------|-----|
|     |    |      |     |
|     |    |      |     |
|     |    |      |     |

納品場所：兵庫県庁他（詳細は仕様書のとおり）

## 【個人情報取扱特記事項】

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

## (収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

## (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## (廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

## (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

## (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

## (特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、契約書において定めた場所で行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

## (事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

## (責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

## (一部委託の禁止)

第11 乙はこの契約の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「一部委託」という。)してはならない。ただし、あらかじめ一部委託の相手方の住所、氏名及び一部委託を行う業務の範囲等(以下「一部委託に関する事項」という。)を記載した一部委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に一部委託することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、この契約の一部を一部委託先から、さらに第三者に再委託させる場合(2次委託)には、甲に対し、当該第三者の一部委託に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、3次委託以降も同様とする。

4 一部委託する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて一部委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、この契約の一部を一部委託する場合には、一部委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、

甲に対し全ての責任を負うものとする。

- 6 乙は、一部委託先に対して、その委託した業務の履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。  
(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び一部委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に問わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

# 兵庫県情報セキュリティ対策指針

## 第1章 情報セキュリティ対策基本方針

### (目的)

第1条 この指針は、兵庫県（以下「県」という。）の情報資産を適切に保持するため、情報システムの信頼性及び安全性の確保に必要な情報セキュリティ対策の基本方針と具体的な対策を講ずるに当たっての基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この指針の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 情報システムの開発、運用、利用等に係るすべての電磁的に記録されたデータをいう。
- (2) 情報セキュリティ対策 情報資産の完全性、可用性、機密性を保持し、適正な利用を確保することをいう。
- (3) 情報システム コンピュータ、通信機器、通信回線及び記録媒体で構成され、業務に関する情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) ネットワーク 複数のコンピュータを通信回線により、互いに資源を共有することができるよう结合させた仕組みをいう。
- (5) サーバ 情報システムを構成する機器のうち、特定のサービスを提供するコンピュータをいう。
- (6) ID 情報システムの利用者を識別するための記号をいう。
- (7) IDカード 情報システムの利用者を識別するための磁気又はICカードをいう。
- (8) パスワード 情報システムの利用者であることを確認するために使用される記号をいう。
- (9) 不正アクセス 情報システムを利用する権限のない者が不正な手段でこれを利用することをいう。
- (10) バックアップ データの滅失、き損に備えた複製をいう。
- (11) コンピュータウィルス 情報システムの正常な動作を意図的に妨げるプログラムをいう。
- (12) 外部サービス 一般の事業者等の県以外の組織が情報システムの一部又は全部の機能を提供するクラウドサービス、ホスティングサービス、ハウジングサービス、ソーシャルメディアサービス等のサービスをいう。

### (対象範囲)

第3条 この指針は、県の各機関が構築・運用するすべての情報システムを対象とする。

2 前項の機関の範囲は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者とする。

3 この指針は、前項の機関のすべての職員（臨時職員、再任用職員、非常勤職員等を含む。）及び前項の機関から情報システムの開発・運用を委託された外部委託事業者等（以下「利用者」という。）に適用する。

（情報資産の分類）

第4条 情報セキュリティ対策は、情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じて行うものとする。

（情報資産への脅威）

第5条 情報セキュリティ対策は、兵庫県が保有する情報資産を次の各号に掲げる脅威からの的確かつ効率的に保護することを目的とする。

- (1) 情報システムへの不正アクセス、不正操作、利用者による意図しない操作、コンピュータウィルスの頒布、過剰な負荷をかける行為等によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難、情報システムの中断及び停止等。
- (2) 利用者による記録媒体の持出、規定外の端末接続等によるデータやプログラムの漏洩、流出等。
- (3) 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等による情報システムの損傷、中断及び停止。

（情報セキュリティ対策）

第6条 前条で示した脅威から情報資産を保護するために、次の各号に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを構成する機器及びこれらの機器・設備を設置する施設の入退室管理等情報システムの設置に伴う安全性を確保するために必要な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報システムの利用者の責務を明らかにするとともに情報セキュリティ対策に関する研修や啓発を行うなど情報システムの適正な利用を確保するために必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報システムへの不正アクセスの防止、コンピュータウィルス対策、情報システムにおけるアクセス制御等の情報システムの開発及び運用における技術的信頼性を確保するために必要な対策を講ずる。

(4) 運用面の対策

情報システムの監視、指針の遵守状況の確認、緊急事態に対応した危機管理等により情報システムの運用面における信頼性を確保し、この指針を効果的に運用するために必要な対策を講ずる。

（情報システム全体の強靭性の向上）

第7条 情報セキュリティの強化のため、情報システム全体に対し次の各号に掲げる

対策を講じるものとする。

- (1) 住民情報の流出を防ぐため、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年号外法律第27号）第2条第5項に規定する個人を特定する番号）を利用する業務システムにおいては、国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先を除き、原則として、他の領域との通信を遮断する対策を講じるものとする。
- (2) LGWAN（高度なセキュリティを確保した上で各地方公共団体の内部システムを相互接続する行政専用のネットワーク）に接続された業務システムにおいては、インターネットに接続された業務システムとの通信経路を遮断し、両システム間で通信する場合には、インターネットメール本文のテキスト化、端末への画面転送等の無害化処理を実施するものとする。
- (3) インターネットに接続された業務システムにおいては、県及び県内市町のインターネットとの通信を集約した兵庫県情報セキュリティクラウドを活用した高度な情報セキュリティ対策を行うものとする。
- (4) 業務の効率性・利便性向上のため、主たる職員端末、業務システム、重要な情報資産等をインターネットに接続して利用する場合は、事前に外部による確認を実施し、必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、利用中も定期的に外部監査を実施するものとする。

#### （情報セキュリティ対策統括者）

- 第8条 この指針に基づき、全庁的な情報セキュリティ対策を統括する責任者として、情報セキュリティ対策統括者（以下「統括者」という。）を置く。
- 2 統括者には企画部デジタル改革課システム企画官をもって充てる。
  - 3 統括者は、情報資産の流出、漏えい、改ざん並びに情報システムの障害、誤動作等の事故（以下「事故等」という。）に対処するための体制を整備し、役割を明確化するものとする。
  - 4 前項に掲げる体制に関し必要な事項については別に定める。

#### （情報セキュリティ対策委員会）

- 第9条 県における情報セキュリティ対策を円滑に推進するため、情報セキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の委員長は統括者をもって充てる。
  - 3 委員会は、情報セキュリティ対策の推進方策や指針の見直し等について協議、調整を行う。
  - 4 その他委員会の運営に関し必要な事項については別に定める。

#### （運用管理者の責務）

- 第10条 この指針に基づき、情報システムの適正な運用を図るために、各情報システムに情報セキュリティ対策の運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。
- 2 運用管理者には、当該情報システムの業務主管課室長をもって充てる。ただし、当該情報システムにおいて他の業務管理者が定められている場合はこの限りではない。

- 3 運用管理者は、当該情報システムの適正な運用を図るために必要な情報セキュリティ対策の実施手順（システム運用管理要綱）を策定しなければならない。
- 4 運用管理者は、この指針及び実施手順の遵守状況を点検チェックシートにより適宜点検し、これらの実効性が保たれるよう必要な措置を講じなければならない。

（利用責任者の責務）

第11条 情報システムの適正な利用を確保するため、各所属に情報システムの利用責任者（以下「利用責任者」という。）を置く。

- 2 利用責任者には次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 本庁においては課室長とする。
  - (2) 地方機関においては地方機関の長、教育機関の長、県立学校の校長とする。ただし、県民局及び県民センターにあっては室等の長及び事務所の長等とする。
- 3 利用責任者は、各所属においてこの指針及び運用管理者が定める実施手順が遵守されるよう必要な措置を講じなければならない。

（利用者の責務）

第12条 利用者は、この指針及び実施手順を遵守し、情報システムを適正に利用しなければならない。

（評価及び見直し）

第13条 運用管理者は、この指針を踏まえた情報セキュリティ対策の遵守状況について定期的に監査し、その結果を統括者に報告しなければならない。

- 2 統括者は、委員会での協議を踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行わなければならない。

## 第2章 情報セキュリティ対策基準

### 第1節 物理的セキュリティ対策

（機器の設置）

第14条 運用管理者は、情報システムの機器の設置について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう固定する等の措置を講ずること。
- (2) 情報システムを設置する事務室への不正な侵入や盗難を防止するため施錠の徹底等必要な措置を講ずること。
- (3) 利用者以外の者が容易に操作できないように、利用者のＩＤ及びパスワードの設定等の措置を講ずること。
- (4) ディスプレイ装置、配線等から放射される電磁波による情報の外部への漏えいを防止する措置を講ずること。

- (5) 当該機器を適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えつけること。
- (6) 落雷等による過電流に対して機器を保護するために必要な措置を講ずること。
- (7) 機器の配線に当たっては、損傷等を受けることがないよう必要な措置を講ずること。

#### (情報システム室の設置管理)

第15条 運用管理者は、重要な情報システムの設置、運用及び管理を行うための施設(以下「情報システム室」という。)を設置する場合は、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- (1) 情報システム室には、耐震対策、防火対策、防犯対策等の措置を講ずること。
  - (2) 情報システム室の入退室はあらかじめ許可した者のみとし、ビデオカメラによる監視装置、カード、指紋認証等による入退室管理又は入退室管理簿の記載を行うこと。
  - (3) 情報システム室へ機器等を搬入する場合は、あらかじめ当該機器等の既存情報システムに対する安全性について確認を行うこと。
  - (4) 情報システム室内の機器の配置は、緊急時に利用者が円滑に避難できるように配慮すること。
- 2 情報システム室に入室する者は、身分証明書等を携帯し、運用管理者の指定する担当職員の求めに従い提示しなければならない。
- 3 情報システム室に機器等を設置しようとする者は、当該情報システム室を設置する運用管理者の指示に従わなければならない。
- 4 運用管理者は、民間事業者等他の機関が管理する施設に情報システムを設置して運用を委託するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 当該施設が第1項に規定する対策が講じられていることを確認すること。
  - (2) 当該施設におけるセキュリティ対策の実施状況について定期的に監査すること。
  - (3) その他、この指針で定める対策基準に基づき適正な外部委託の管理を行うこと。

## 第2節 人的セキュリティ対策

#### (情報資産の管理)

第16条 情報資産の管理に当たって、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) データのき損、滅失等に備えるため、保管するデータのバックアップを定期的に作成すること。
- (2) 重要な情報資産はパスワードを施すなど適切な管理を行うこと。
- (3) 退庁時及び長時間離席する場合は、使用する端末等の電源を切ること。
- (4) 運用管理者の許可を得ず、情報システムで処理するデータ及びその複製を定められた場所から移動させないこと。
- (5) その他、自己の管理する情報が他に流出しないよう保護すること。

### (記録媒体の管理等)

第17条 情報資産をハードディスク、USBメモリ等の記録媒体で管理する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 取り出し可能な記録媒体を、盗難や損傷の防止のために適切な管理を行うこと。

また、個人情報等が記録された機密情報を含む当該記録媒体を定められた場所から持ち出す場合は、運用管理者または利用責任者の許可を得ることとし、データの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用等の措置を講じなければならない。

(2) 記録媒体は、防犯、耐火、耐熱、耐水及び耐湿対策等を講じた施錠可能な場所に保管し、管理簿を設けるなど適切な管理を行うこと。

(3) 記録媒体が不要となった場合は、当該媒体に含まれる情報は、記録媒体の初期化など情報を復元できないように消去を行ったうえで廃棄すること。

2 運用管理者は、記録媒体、機器等の廃棄、返却等を行う場合、記録媒体、機器内部の記憶装置等から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

### (利用禁止行為)

第18条 利用者は、情報システムの利用について次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 業務に関連しない目的で情報システムを利用すること。

(2) 法令又は公序良俗に反した利用を行うこと。

(3) 他の利用者又は第三者の著作権、人権及びプライバシーを侵害するおそれのある利用を行うこと。

(4) 情報の改ざん、き損及び滅失並びに虚偽の情報提供を行うこと。

(5) 通信を阻害する行為及び情報資産に損害又は不利益を及ぼす利用を行うこと。

2 運用管理者は、前項に該当する利用が行われていると認める場合は、当該利用者に対して情報システムの利用を停止することができる。

### (生成AIシステムの利用)

第18条の2 利用者は、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を用いた情報システム（無償で提供される外部サービスを含む。以下「生成AIシステム」という。）の利用について、前条第1項の規定のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運用管理者が利用者を定める生成AIシステムを除き、利用について運用管理者又は利用責任者（無償で提供される外部サービス等で運用管理者及び利用責任者の定めのない場合は、第11条第2項各号に掲げる者）の許可を得ること。

(2) 安全性が確認されたものとして統括者が許可した生成AIシステムを除き、入力情報に非公開情報（個人情報その他の情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第

6条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。) を含めないこと。

(3) 生成AIから出力された結果の正確性を確認すること。

#### (ID及びパスワードの管理)

第19条 利用者は、自己の保有するID及びパスワードに関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者のIDは使わないこと。
- (2) パスワードは十分な長さとし、文字列はアルファベット、数字及び記号を混在させるなど容易に推定できないものとすること。
- (3) パスワードは定期的に変更し、古いパスワードの再利用はしないこと。
- (4) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。
- (5) パスワードの盗用や漏えいがあった場合は、直ちに利用責任者に連絡すること。
- (6) その他、ID及びパスワードの適正な管理を行うこと。

2 利用者はIDカードの利用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) IDカードを利用者間で共有しないこと。
- (2) IDカードを、カードの読み取り装置又は端末に常時挿入しないこと。
- (3) IDカードを紛失した場合には、速やかに利用責任者に通報し、指示を仰ぐこと。

#### (教育・訓練)

第20条 統括者は、すべての職員がこの指針について理解を深め、遵守を徹底するよう、情報セキュリティ対策に関する研修の実施や普及啓発を行わなければならない。

2 運用管理者は、情報システムに不測の事態が発生した場合に備えた訓練を計画的に行わなければならない。

#### (事故等の報告)

第21条 利用者は、事故等を発見した場合には、直ちに利用責任者に報告し、その指示に従い必要な措置を講じなければならない。

2 利用責任者は、事故等の報告を受けた場合は、直ちに当該事故等の内容を運用管理者に報告しなければならない。

#### (外部委託に関する管理)

第22条 運用管理者は、情報システムの開発・保守運用を民間事業者等に委託する場合は、この指針を踏まえ当該外部委託事業者が遵守すべき事項を明記した契約を締結しなければならない。

2 運用管理者は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を外部委託事業者に委託しようとするときは、当該外部委託事業者との契約書に、個人情報取扱特記事項（「個人情報を取り扱う事務の委託に伴う措置について（平成9年11月21日付け文第294号知事公室長通知）」）を規定しなければならない。

3 運用管理者は、外部委託事業者との契約書には、この指針及び実施手順が遵守され

なかった場合の損害賠償等の規定を定めなければならない。

- 4 運用管理者は、外部委託事業者の選定時において、この指針に定める情報資産の安全管理措置と同等の措置が講じられているかを確認しなければならない。
- 5 外部委託事業者は、情報システムの開発・保守運用の外部委託において再委託（三次委託以降を含む。以下「再委託等」という。）が行われる場合、再委託先（三次委託以降の委託先を含む。以下「再委託事業者等」という。）の名称、業務範囲、再委託等を行う必要性等、県が求める項目を書面で運用管理者に提出し、再委託等の許可を求めなければならない。
- 6 運用管理者は、外部委託事業者から前項に規定する再委託等の許可を求める書面が提出された場合、その内容を確認し、再委託等に問題がないと認める場合には承認できるものとする。
- 7 外部委託事業者は、前2項の手続きにより再委託等が承認された場合、再委託事業者等の行為について、県に対し全ての責任を負うものとする。
- 8 外部委託事業者は、この指針で定める運用管理者の遵守事項（再委託事業者等への対応を含む）について、その実現のために協力しなければならない。
- 9 運用管理者は、外部委託事業者からこの指針の遵守状況（再委託事業者等の遵守状況を含む）について定期的な報告を受けるなど、適切な監督を実施し、支障を認めた場合は必要な措置を講じなければならない。
- 10 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等とのデータの受け渡しに係る内容、日付等を記録しなければならない。
- 11 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等の責任者や業務に携わる社員の名簿を作成するとともに、その作業場所を特定しなければならない。
- 12 運用管理者は、身分証明書の提示を外部委託事業者及び再委託事業者等に求めるなどにより、契約で定められた資格を有するものが作業に従事しているか確認を行わなければならない。
- 13 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等の従業員に対する教育が実施されているかを確認しなければならない。

### 第3節 技術的セキュリティ対策

（アクセス記録の取得等）

- 第23条 運用管理者は、各種アクセス記録及び情報セキュリティ対策に必要な記録をすべて取得し、1年以上の期間を定めて、保存しなければならない。
- 2 前項に掲げる以外の情報については、その重要度に応じて期間を設定し、バックアップを作成しなければならない。
  - 3 運用管理者は、定期的にアクセス記録等を分析、監視しなければならない。
  - 4 運用管理者は、アクセス記録等が窃取、改ざん、消去されないように必要な措置を講じなければならない。

（情報システムの入出力データ）

- 第24条 運用管理者は、当該情報システムに入力されるデータの正確性を確保するため

の対策を講じなければならない。

- 2 運用管理者は、利用者又は利用者以外の者の故意又は過失による誤ったデータの入力により情報が改ざんされるおそれがある場合、これを検出する手段を講じなければならない。また、改ざんの有無を検出し、必要な場合は情報の修復を行う手段を講じなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システムから出力されるデータが、正しく情報処理され、出力されることを確保しなければならない。

(電子署名・暗号化)

第25条 運用管理者は、機密情報及び重大な情報については、機密性を保護するために暗号化しなければならない。

- 2 暗号化に係る運用管理については別に定める。

(機器構成の変更)

第26条 運用管理者は、情報システムの機器に業務上必要でないプロトコル(通信手順)を設定してはならない。

- 2 利用者は、端末の改造及び機器の増設・交換を行ってはならない。
- 3 利用者は、運用管理者の許可なく、その使用する端末にIDの追加、共有データの設定、ソフトウェアの追加等の設定変更を行ってはならない。

(利用者の管理)

第27条 運用管理者は、情報システムの利用者の登録、変更、抹消等登録情報の管理及び異動、退職した職員等のID及びパスワードの管理等利用者を適正に管理しなければならない。

(情報システムにおけるアクセス制御)

第28条 運用管理者は、情報システムにおけるアクセス制御について次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) アクセス権限の許可は必要最小限にすること。
- (2) 不正アクセスを防止するため、ユーザ認証、論理的なネットワークの分割、ファイアウォール(組織内の情報通信機器や端末に外部からの侵入を防ぐ目的で設置してあるセキュリティシステム)の設置等の適切なネットワーク経路制御を講ずること。
- (3) アクセス方法等は利用者の真正性が確保できるものにすること。
- (4) 接続した情報通信機器についてセキュリティに問題が認められ、情報システムの情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、速やかに当該情報通信機器を内部ネットワークとの接続から物理的に遮断すること。

(外部ネットワークとの接続)

第29条 県の情報システムと県以外の機関が管理する情報システム(以下「外部ネットワーク」という。)との接続については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければな

らない。

- (1) 不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設置や利用者の認証、論理的なネットワークの分割等適切なネットワーク経路制御を講ずること。
- (2) 外部から情報システムにアクセスする場合は、ユーザ認証、ファイアウォールの設置等のネットワーク上の制御を講ずること。
- (3) 外部ネットワークとの接続により情報システムの運用及び情報資産の保持に支障が生じるおそれがある場合は、直ちに当該情報システムと外部ネットワークとの接続を物理的に遮断すること。

#### (情報システムの開発)

第30条 運用管理者は、情報システムの開発について次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 情報システムの開発、保守等に関する事故及び不正行為に係るリスク（危険性）の評価を行うこと。
- (2) プログラム、設定等のソースコードを整備すること。
- (3) セキュリティの確保に支障が生じるおそれのあるソフトウェアは使用しないこと。
- (4) 情報システムの開発及び保守に係る記録を作成するとともに、運用、管理等に必要な説明書等の書類は定められた場所へ保管すること。
- (5) 不要になった利用者ID、パスワード等は速やかに抹消すること。

#### (情報システムの調達)

第31条 運用管理者は、情報システムの機器及びソフトウェアの調達に伴う仕様書の作成については、情報セキュリティ対策上支障が生じるおそれのある内容を記載しないようにしなければならない。

2 運用管理者は、機器及びソフトウェアを調達する場合は、当該製品の安全性及び信頼性を確認しなければならない。

#### (ソフトウェアの保守及び更新)

第32条 運用管理者は、独自開発ソフトウェア及びOS等を更新し又は修正プログラムを導入する場合は、不具合及び他のシステムとの適合性の確認を行い、計画的に更新し又は導入しなければならない。

2 運用管理者は、情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に関して常に情報を収集し、発見した場合は、修正プログラムの導入等速やかな対応を行わなければならない。

#### (コンピュータウィルス対策)

第33条 運用管理者は、コンピュータウィルスによる情報システムの安全性を確保するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 外部のネットワークからデータを取り入れる際には、ファイアウォール、メールサーバ等においてウィルスチェックを行いシステムへの侵入を防止すること。

- (2) 外部のネットワークへデータを送信する際にも、前号と同様のウィルスチェックを行い、外部へのコンピュータウィルスの拡散を防止すること。
  - (3) コンピュータウィルス情報について利用者に対する注意喚起を行うこと。
  - (4) 端末においてウィルス対策用のソフトウェアを導入すること。
  - (5) ウィルスチェック用のパターンファイルは常に最新のものに保つこと。
  - (6) コンピュータウィルスに対する修正プログラムの入手に努め、サーバ及び端末に速やかに適用すること。
  - (7) コンピュータウィルスの感染のおそれの少ないソフトウェアの選定を行うこと。
- 2 利用責任者は、利用者がコンピュータウィルスを発見した場合、又はコンピュータウィルスにより障害が生じたと認められる場合は、直ちに運用管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。
- 3 利用者は、コンピュータウィルスによる被害を防止するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 差出人が不明な電子メールや不審なファイルが添付された電子メールを受信した場合は開封せず、直ちに削除すること。
  - (2) 添付ファイルのあるメールを送信する場合は、ウィルスチェックを行うこと。
  - (3) 外部から入手したデータは、必ずウィルスチェックを行うこと。
  - (4) 万一のコンピュータウィルス被害に備えるため、データのバックアップを作成すること。
  - (5) 運用管理者が提供するウィルスチェック用のパターンファイルは常に最新のファイルに更新すること。
  - (6) 運用管理者が提供するコンピュータウィルス情報を常に確認すること。

#### (不正アクセス対策)

- 第34条 運用管理者は、不正アクセスを防止するため、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。
- (1) 使用終了又は使用される予定のないポート（ネットワーク上のサーバがサービスを区別するために使っている番号）を長時間空けた状態のままにしないこと。
  - (2) 情報通信機器及び端末上の不要なIDは速やかに削除すること。
  - (3) ソフトウェアの不備に伴うセキュリティホールに対しては、速やかに修正プログラムを適用すること。
  - (4) 不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するために、ウェブページ改ざんを検出し、運用管理者へ通報する設定を講ずること。
  - (5) 重要な情報システムの設定に係るファイル等について、定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査すること。
  - (6) 不正アクセスを受けるおそれが認められる場合には、情報システムの停止を含む必要な措置を講ずること。
- 2 運用管理者は、不正アクセスを受けた場合は、直ちに統括者及び関係機関に連絡を行い、情報システムの復旧等必要な措置を講じなければならない。
- 3 利用責任者は、不正アクセスを受けた場合は、直ちに運用管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。

#### (セキュリティ情報の収集)

第35条 統括者は、情報セキュリティに関する情報を積極的に収集し、運用管理者や利用責任者等に速やかに周知し、必要な措置を講じなければならない。

2 統括者は、前項の情報を定期的に取りまとめ、関係部局等に通知するとともに、この指針の改定につながる情報については委員会に報告しなければならない。

#### (無線 LAN の対策)

第36条 運用管理者は、無線 LAN の利用に当たり、解読が困難な暗号化及び認証技術の使用を義務づけなければならない。

2 運用管理者は、無線 LAN に対する情報の盗聴等を防ぐため、ハードウェア及びソフトウェアの迅速な更新、定期的な監査等を実施しなければならない。

#### (在宅勤務等の対策)

第37条 運用管理者は、在宅勤務、職場外勤務等により、外部から県内部の業務システムにアクセスするためのシステム（以下「在宅勤務等システム」という。）を構築又は利用する場合、通信途上の盗聴を防ぐために暗号化、利用経路の閉域化等の対策を講じなければならない。

2 運用管理者は、在宅勤務等システムの利用を認める場合、利用者の本人確認を行う機能を確保しなければならない。

3 運用管理者は、外部からアクセスするために利用するモバイル端末を貸与する場合、セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。

4 利用者は、在宅勤務等システムを利用する場合、運用管理者の許可を得なければならない。

5 その他の在宅勤務等システムに関し必要な事項については別に定める。

#### (外部サービス利用の対策)

第38条 運用管理者は、外部サービスを利用しようとする場合は、利用目的及び業務範囲を明確にするとともに、取り扱う情報の内容に応じ、情報の保存場所、裁判管轄、準拠法等のリスクの対策を検討した上で、外部サービスの提供者を選定しなければならない。

2 運用管理者は、外部サービスにおいて非公開情報を取り扱う場合は、あらかじめ統括者の許可を得なければならない。この場合において、外部サービスの提供者が不特定多数の利用者に対して提供する画一的な約款、規約等への同意のみで利用が可能となる外部サービスでは、原則として非公開情報を取り扱ってはならない。

3 運用管理者は、利用する外部サービスの情報セキュリティ対策について、外部サービスの提供者との責任の分担を定め、その実施状況を定期的に確認しなければならない。

4 統括者は、県の各機関における外部サービスの利用状況を把握し、必要な措置を講じなければならない。

5 その他外部サービスの利用に関し必要な事項については別に定める。

#### (生成AIシステムの対策)

第38条の2 運用管理者は、生成AIシステムの導入及び運用をするに当たり、入力情報が運用管理者の許可なく生成AIの学習に用いられない環境の整備その他情報セキュリティの確保のために必要な措置を講じなければならない。

### 第4節 運用面の対策

#### (情報システムの監視)

第39条 運用管理者は、情報システムの円滑な運用を確保するため、情報システムを定期的に監視し、障害が起きた際は速やかに対応しなければならない。

- 2 運用管理者は、外部と常時接続するシステムについては、ネットワーク侵入監視装置を設置し、24時間監視を行わなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システム内部において、適正なアクセス制御を行い、運用状況について監視を行わなければならない。
- 4 運用管理者は、監視した結果を正確に記録するとともに、消去や改ざんをされないよう必要な措置を施し、安全な場所に保管しなければならない。

#### (指針の遵守状況の確認)

第40条 利用者は、この指針に違反した場合及び違反の発生を確認した場合は、直ちに利用責任者に報告を行わなければならない。

- 2 利用責任者は、この指針の遵守状況及び情報資産の管理状況について常に確認を行い、支障を認めた場合には速やかに運用管理者に報告しなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システムにおけるこの指針の遵守状況及び情報資産の管理状況について定期的に確認を行い、支障を認めた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

#### (緊急時対応計画等)

第41条 運用管理者は、情報資産への侵害が発生した場合に備えて、あらかじめ関係機関との連絡体制や復旧対策など緊急時対応計画を策定しなければならない。

- 2 利用責任者は、情報資産への侵害発生及び侵害発生の危険性を発見した場合は、事案の内容、原因、被害の状況等を速やかに運用管理者に報告しなければならない。
- 3 運用管理者は、情報資産への侵害に起因して、住民に重大な被害が生じるおそれがある場合、又は行政の運営に重大な支障が生じる場合は、統括者に直ちに報告するとともに、関係機関に速やかに連絡しなければならない。
- 4 運用管理者は、情報システムに障害が発生し、情報資産の保持のために情報システムの停止がやむを得ないと認められる場合は、ネットワークを切断することができる。
- 5 運用管理者は、各種セキュリティに関する事案の詳細な調査を行うとともに、再発防止計画を策定しなければならない。

#### (法令遵守)

第42条 利用者は、情報システムの運用については、次の各号に掲げる法令を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)
- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (4) その他情報セキュリティ対策に関する法令

附 則

この指針は、平成15年3月4日から適用する。

附 則

この指針は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年8月10日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年9月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和4年7月20日から適用する。

附 則

この指針は、令和5年7月18日から施行する。

## 【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

### (基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

### (受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
  - (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

### (特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

### (労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

# 誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事 様

住 所

会社名

代表者名

電 話

電子メール

## 誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名  
拡張用ディスプレイの調達

### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第 4 条第 1 項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者職氏名  
電 話  
電 子 メ ー ル

### 別表（誓約事項(1)関係）

#### 労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

## 仕様確認申込書

会社名:

担当者名:

TEL:

FAX:

MAIL:

件名:拡張用ディスプレイの調達

| 品 目    | メーカー | 型 番/商 品 名 等 | 数量     |
|--------|------|-------------|--------|
| ディスプレイ |      |             | 2,050台 |
| 合 計    |      |             | 2,050台 |

※メーカー・型番等記入のうえ、カタログ等仕様のわかるものを添えて、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

会社名 :

## 入札内訳書

件 名 : 拡張用ディスプレイの調達

| 品 目 (品 名 )                        | 数 量   |   | 単価 (円・税別) | 金額 (円・税別) | 備 考 |
|-----------------------------------|-------|---|-----------|-----------|-----|
| ディスプレイ<br>(メーカー : )<br>(型番・品名 : ) | 2,050 | 台 |           | 0         |     |
|                                   |       | 計 |           | 0         |     |

※ 応札する物品のメーカー及び型番等を記入してください。

※ 太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

## 仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

MAIL

FAX

|     |              |
|-----|--------------|
| 案件名 | 拡張用ディスプレイの調達 |
|-----|--------------|

| 番号 | 質問事項記入欄 | 回答欄(兵庫県記入欄) |
|----|---------|-------------|
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |

※仕様等について質問があれば上記に記入のうえ、期限内までに提出してください。

様式第1号（第5条関係）

兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所在 地

商 号

代表者名

電話番号

メールアドレス

（申告は本社代表者名で行ってください。）

案件名 拡張用ディスプレイの調達

上記の一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり申告します。

記

1 県内に有する事業所等の名称 \_\_\_\_\_

2 県内に有する事業所等の所在地 \_\_\_\_\_

3 県内に有する事業所等の代表者 \_\_\_\_\_

※ 留意事項

- この申告書は、一般競争入札に参加しようとする者で、兵庫県内に事業所等を有する者のうち、県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者のみ提出が必要です。
- この申告書は、原則として一般競争入札への参加申込時に提出すること。また、契約担当者から提出を求められた場合は、速やかにこれを提出すること。

様式8（第5の16関係）  
(誓約書)

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

拡張用ディスプレイの調達

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

| 契約履行年月日 | 契 約 名 | 契約金額 | 契約の相手方 |
|---------|-------|------|--------|
|         |       |      |        |

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者職氏名  
電 話  
電 子 メール

## 様式8（第5の16関係）

### （誓約書）

#### 〔留意事項〕

誓約書の2(1)には、過去2年間（注1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注2）とその契約と種類（注3）及び規模（注4）をほぼ同じくする（注5）契約を数回以上（注6）にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注1）「過去2年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

| 区分          | 種類   |
|-------------|--|
| 物品関係役務の調達契約 | <ul style="list-style-type: none"><li>・製造の請負</li><li>・物件の買入れ、借り入れ</li><li>・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達</li></ul> |

（注4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記載があるときは、契約金額に12を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。

（注5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の7割に相当する金額以上のものをいう。

（注6）「数回以上」とは、2回以上をいう。